



山県市空家情報登録制度「空家バンク」のご案内

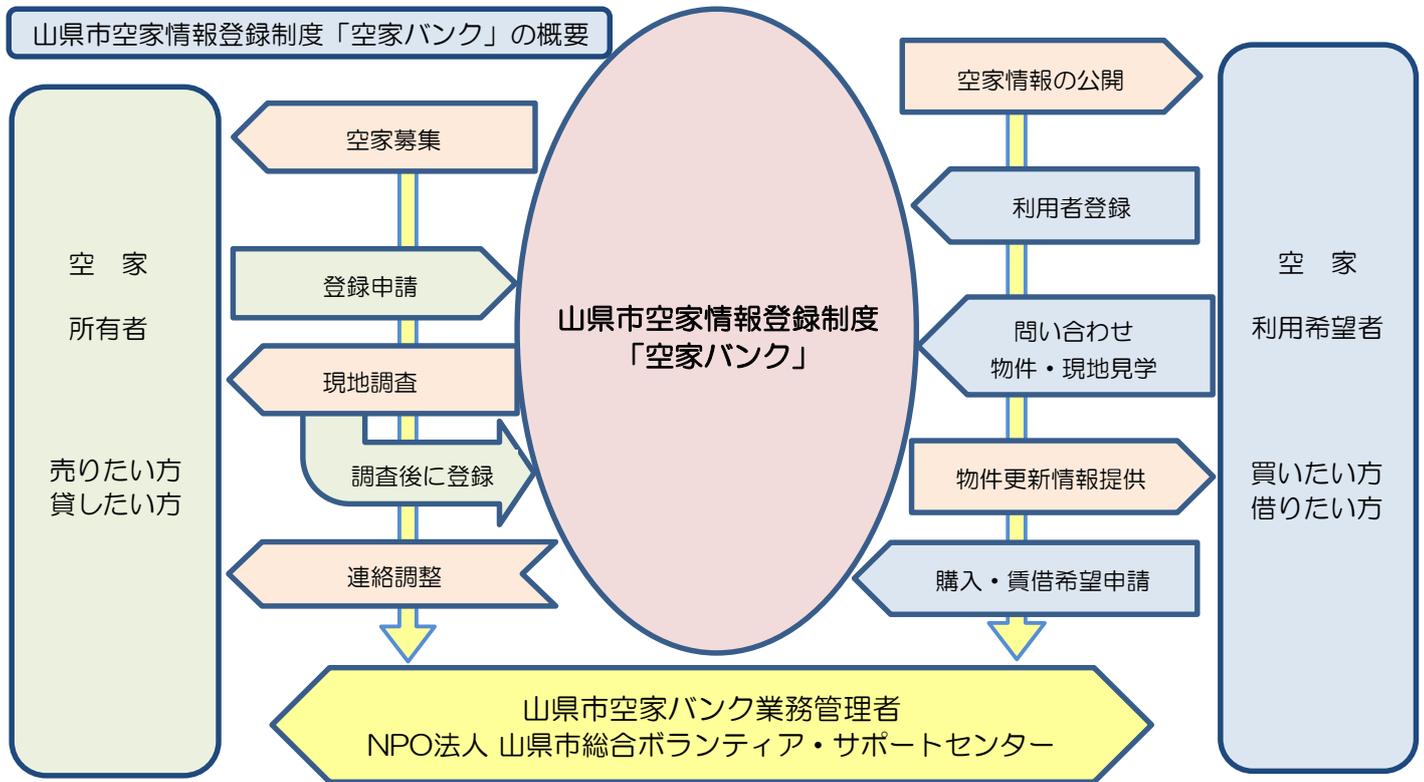
●空家バンクについて

山県市空家バンク制度は、空家所有者と空家利用希望者がそれぞれ登録を行い、広く空家情報を提供することにより空家を有効活用し、地域の環境保全、定住促進及び地域の活性化を図るものです。

●手続きについて

- ① 空家を売りたい・貸したい方、空家を買いたい・借りたい方、新規空家情報の提供を受けたい方は、NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンター（以下、「管理者」という。）に登録の申請をしてください。
- ② 上記申請があった場合、内容確認後に山県市空家情報登録制度「空家バンク」に登録を行います。
- ③ 空家バンク登録物件については、市公式ホームページに掲載し、物件の概要を情報提供します。
- ④ 登録済み空家の利用希望者は、希望物件があった場合、管理者に連絡をしてください。
- ⑤ 管理者により空家の案内をします。
- ⑥ 交渉・契約は当事者間で行っていただくか、宅地建物取引事業者等に直接依頼することになります。（事業者へ依頼されますと所定の仲介手数料等が必要となる場合があります。）

※山県市空家バンクの業務管理は、NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンターに委託しています。



●空家相談窓口

NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンター

〒501-2259 岐阜県山県市岩佐1177番地1 TEL&FAX：0581-52-3110

開設時間：9：00～16：00 E-mail：y-sougouborasen@ccn.aitai.ne.jp

開設日：月～金曜日、第2・4日曜日（ただし、第2・4日曜日の翌日は休業日）

休業日：土曜日、第2・4日曜日以外、第2・4日曜日の翌日、祝日、年末年始

【田舎暮らしについて】

- ・ 気軽に田舎暮らしができるような情報が溢れていますが、実際の田舎暮らしは水が綺麗、空気がうまいだけのアウトドア気分で生活できるほど甘くありません。
- ・ どのような田舎暮らしがしたいのかしっかりと自分の生活設計を見つめ、その暮らしが実現できる地域を探す必要があります。
- ・ また、過疎地域は、地域全体の助け合いで成り立っています。否応なしに何らかで地域と関わりを持つ生活をし、できる事から地域の役割などを積極的に引き受ける努力をする事で、早く地域に受け入れられます。
- ・ 近所付き合いが嫌いな方には、田舎暮らしはお勧めできません。山県市では都会での生活水準を捨て、地域に溶け込む努力を惜しまない方のお手伝いをします。

◆ 「空家バンク」登録から交渉までについて ◆

※ 市・NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンターは、売買・賃貸の仲介は行いません。契約交渉は、当事者間で直接行っていただきます。登録申込書関係様式は、山県市ホームページからダウンロードできます。

◀ 空家所有者：売りたい・貸したい方 ▶

- ① 物件の登録申請 : 空家の登録を希望される方は「空家バンク登録申込書」「空家バンク登録カード」に必要事項を記入のうえ、NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンターまで持参するか郵送してください。
- ② 現地調査 : 担当者が物件の確認に伺いますので、立ち会いをお願いします。空家物件の状態を確認し、ホームページ掲載用の写真撮影などを行います。
- ③ 物件情報提供 : 山県市空家情報登録台帳（非公開台帳）に物件情報を登録するとともに、市公式ホームページなどで物件の概要を掲載し、情報提供します。
- ④ 物件の交渉 : 「空家バンク」利用希望者から購入・賃借の交渉についての申請があった場合、空家所有者の方に連絡しますので、交渉するか否か決定していただき、利用希望者及びNPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンターに連絡をしていただきます。契約交渉は当事者間で行っていただくか、市内の宅地建物取引事業者等に直接依頼してください。（事業者へ依頼されますと所定の仲介手数料等が必要となる場合があります。）

◀ 利用希望者：買いたい・借りたい方 ▶

- ① 物件の情報閲覧 : 市公式ホームページなどで、空家の概要情報が閲覧できます。
- ② 利用登録申請 : 空家バンク登録物件の情報提供を希望する場合は「空家バンク利用希望者登録申込書」に必要事項を記入のうえ、NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンターまで持参するか郵送してください。
- ③ 利用希望者登録 : 内容を確認のうえ、空家利用希望者登録台帳に登録します。（非公開台帳）
- ④ 物件内覧申請 : 内覧希望物件があった場合は、NPO法人 山県市総合ボランティア・サポートセンターへ連絡してください。
- ⑤ 物件の交渉 : 空家所有者に購入・賃貸借の交渉についての申請があった旨の連絡をしますので、交渉は当事者間で行ってください。

担当課 : 山県市 まちづくり・企業支援課
〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1
TEL:0581-22-6831 FAX:0581-22-2118
E-mail:machi@city.gifu-yamagata.lg.jp